

令和3年5月10日

第106回 神戸市個人情報保護審議会

神戸市商店街・小売市場お買い物券の発行
に伴う児童扶養手当受給者データの利用
について

(経済観光局)

神こ家第 765 号
令和3年5月10日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

神戸市商店街・小売市場お買い物券の発行に伴う
児童扶養手当受給者データの利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

担当：こども家庭局家庭支援課

神戸市商店街・小売市場お買い物券の発行に伴う
児童扶養手当受給者データの利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

【お買い物券の発行のために利用する情報項目】

○児童扶養手当受給者に関する情報

- ・漢字氏名
- ・カナ氏名
- ・生年月日
- ・郵便番号
- ・住所

神戸市商店街・小売市場お買い物券の発行に伴う 児童扶養手当受給者データの利用について

1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症による地域商業のダメージを回復するため、神戸市内の商店街・小売市場で利用できるプレミアム付お買い物券を発行し、消費喚起と地域商業の活性化を図る。

お買い物券の発行にあたっては、ひとり親家庭の優先枠を設け、コロナ禍において特に状況の厳しいひとり親家庭に配慮する。

2. 概要

神戸市在住者を対象に、1冊6,000円分(500円×12枚)のお買い物券を5,000円で販売する。事前申込制により、1人最大3冊までの販売とするが、申込数が予定販売枚数を上回った場合は抽選とする。

一方、ひとり親家庭には、上記抽選とは別枠で、1世帯最大2冊の優先枠を設ける。なお、優先枠の対象となるひとり親家庭は、令和3年5月11日時点で現に令和3年4月分の児童扶養手当法による児童扶養手当の支給を受けている方(以下、児童扶養手当受給者)とする。

- ・発行冊数 22万冊 ※ひとり親家庭に優先的に販売
- ・発行総額 13.2億円 ※11億円+プレミアム2割(2.2億円)
- ・利用可能店舗 市内商店街・小売市場の団体に加盟する2,200店舗程度を想定

(1) ひとり親家庭の抽出

福祉情報システムから、児童扶養手当受給者を抽出する。

(2) 事務の流れ(括弧内の丸番号は参考図の丸番号と対応)

ア 事前申込案内の送付

経済観光局商業流通課は、こども家庭局家庭支援課から受け取ったデータを利用し、抽出した対象者リストを委託事業者に電子記録媒体(USBメモリ)で提供し(①)、事前申込案内、宛名ラベルを作成の上(②)、事前申込案内を送付する(③)。

イ 引換ハガキの送付

事前申込みを受付けた後(④)、申込情報を確認の上(⑤)、お買い物券の引換ハガキを送付する(⑥)。

ウ 問い合わせ対応等

委託事業者が設置するコールセンターにおいて、市民からの問い合わせ対応等を行う(⑦)。

エ お買い物券の優先購入

児童扶養手当受給者は市内のお買い物券販売所でお買い物券を購入し(⑧)、商店街・小売市場で商品を購入する(⑨)。

3. 効果

- ・ひとり親家庭がプレミアム付お買物券を優先的に購入できることで、コロナ禍における厳しい状況の支援に寄与する。また、児童扶養手当受給者情報を利用し、対象となる方に直接、事前申込案内を送付することで、対象者へ確実な周知を図ることができる。
- ・神戸市内の商店街・小売市場の消費喚起と地域商業の活性化を図ることができる。

4. 実施時期（予定）

- 令和3年5月下旬 対象者データの抽出・提供
 - 6月上旬 事前申込案内の送付、購入申込受付の開始
 - 6月中旬 事前申込の受付
 - 7月下旬 お買物券の販売・利用開始（～10月末まで利用可）
- ※お買物券の販売は8月末まで

5. 想定件数

児童扶養手当受給者 約 12,000 人

6. 個人情報の保護

「神戸市個人情報保護条例」、「神戸市情報セキュリティポリシー」に基づき、以下のとおり厳格に対処する。

(1) システム上の保護

- ア PC統合管理システムの端末機を利用し、職員証及びパスワードによる個人認証を行う。
- イ コンピューターウイルス対策ソフトウェアが導入されたPC統合管理システムの端末機を利用することにより、常に最新のウイルス定義に更新し、コンピューターウイルス等に感染することを防止する。

(2) 運用上の保護

- ア 認証に係るパスワードは定期的に更新するとともに、操作の状況を記録する。
- イ こども家庭局家庭支援課からのデータの受領及び委託事業者へのデータの提供にあたっては、データを記録した電子記録媒体（USBメモリ）のファイルにパスワードを設定した上で、直接手渡しすることとし、受払簿により経緯を記録して適切に管理する。
- ウ 電子記録媒体は施錠可能な金庫等に保管し、保存する必要がなくなれば、速やかにデータを消去し、データシュレッダー処理などの方法で、記録内容を復元できない状態にして破棄する。
- エ 帳票は施錠可能なキャビネット等に保管し、保存年限を経過した帳票は、シュレッダー等により確実かつ速やかに廃棄する。
- オ 個人情報の適正な取扱いを確保するために、関係職員に対して必要な研修及び指導を行う。

(3) 委託先事業者にかかる情報の保護

本事業において、事前申込案内の送付や申込情報の確認及び市民からの問い合わせ対応等について外部委託するに際し、個人情報の保護並びに情報セキュリティポリシー等の順守を定めた委託契約約款に基づき、パスワードによる管理やデータ漏洩防止措置を施すなど、厳格に管理させる。

委託先に対してデータを提供する際は、情報管理者の許可を得たうえで、パスワードによる情報漏えい対策を施したうえで電子記録媒体（USBメモリ）により提供する。

委託先に提供したデータは、事業終了後、電子記録媒体を返却させるとともに、速やかにデータシュレッダー処理などの方法で、記録されたデータの内容を復元できない状態にして廃棄することを義務付ける。

神戸市商店街・小売市場お買い物券の発行に伴う 児童扶養手当受給者データの利用について

